

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：大阪府  
農業委員会名：河内長野市農業委員会

I 農業委員会の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	844	農業就業者数	358	認定農業者	36
自給的農家数	603	女性	193	基本構想水準到達者	7
販売農家数	241	40代以下	41	認定新規就農者	
主業農家数	14	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	4
準主業農家数	44			集落営農経営	
副業的農家数	183			特定農業団体	
				集落営農組織	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	367	107				474
経営耕地面積	99	33	11	22		132
遊休農地面積	0.2					0.2
農地台帳面積	391	131				522

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	3			
認定農業者に準ずる者	—	6			
女性	—	2			
40代以下	—				
中立委員	—	1(女性委員と兼ねている)			

農地利用最適化推進委員	6	6	6
-------------	---	---	---

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現状 (令和3年 3月現在)	管内の農地面積		これまでの集積面積		集積率	
		474	ha	29.7	ha	6.27
課題	①農業者の高齢化・兼業化が進み、後継者が不足している ②農道・水路等が整備されていない ③担い手が希望する大区画のまとまった農地が無い					

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 29.7 ha (うち新規集積面積 1 ha)
	平成27年の農業委員会改革に伴い、平成28年度に制定された「河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の実情に応じて適切な役割分担を行い、また、農林課や再生協議会とも連携しながら、農地利用の最適化「担い手への農地の利用集積・集約化」を推進する。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者不足の市街化区域農地について、都市農地貸借円滑化法に基づき、担い手との貸借を促進し、農地集積化を図る。</li> <li>・都市計画部門と連携し、改正生産緑地制度とともに、都市農地貸借制度の周知を図る。</li> <li>・利用集積制度の周知を図り、制度利用希望登録者の登録増を図る。</li> </ul>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	6 経営体	1 経営体	2 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	1 ha	0.1 ha	0.3 ha
課題	当市の新規参入は、ほとんど定年帰農者である。また、中山間地に位置するため、一団のまとまった農地が少なく、若者の就農が困難である		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.3 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員、農地利用最適化推進委員、農林課、再生協議会等が連携し、新規参入希望者の情報把握に努める。</li> <li>・農用地利用集積支援制度及び都市農地貸借を活用する。</li> <li>・農林課等の新規参入者支援制度を活用する。</li> </ul>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現状 (令和3年 3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	474.2 ha	0.2 ha	0.05 %
課題	①農業者の高齢化と担い手不足により遊休化が進行する懸念がある ②農道・水路等が整備されていない ③担い手が希望する大区画のまとまった農地が無い		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	遊休農地の解消 0.1 ha		
	目標設定の 昨年度実績をふまえて設定 考え方:		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	20 人	8 月 ~ 9 月	9 月 ~ 10 月
	調査方法	昨年度の状況を踏まえて、管内を区域ごとに地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10 月 ~ 11 月	11 月 ~ 12 月	
その他	遊休農地及び遊休農地化しそうな農地について、必要に応じて、相談・指導を行う。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現状 (令和3年 3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	474 ha	0.1 ha
課題	農地法等の適用を十分理解せずに転用しているケースが見られる。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	①農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域での農地パトロールによる監視活動の実施 ②違反転用解消のために大阪府農地の違法転用に関する処理要綱に基づき、違反者に対して文書による指導等を実施 ③広報等へ注意事項の記事を掲載するなどして、農業者等への農地法等の周知を図る。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入